

令和8年度答申第63号
令和8年9月14日

諮問番号 令和8年度諮問第29号（令和8年7月14日諮問）
審査庁 内閣総理大臣
事件名 児童手当支給事由消滅処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、A都道府県教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）が、児童手当法（昭和46年法律第73号。令和3年法律第50号による改正前のもの。以下同じ。）17条1項（同項の表2号）による読替え後の同法7条1項の認定を受けて児童手当の支給を受けていた審査請求人Xに対し、当該児童手当の支給事由が消滅したことを確認する処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

（1）児童手当法4条1項は、児童手当は、同項各号のいずれかに該当する者に支給すると規定し、同項1号は、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するものを掲げる。

- (2) 児童手当法4条3項は、同条1項1号の場合において、父及び母が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父又は母のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす旨規定する。
- (3) 児童手当法4条4項は、同条3項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれかの一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父又は母と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父又は母によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす旨規定する。
- (4) 児童手当法7条1項は、児童手当の支給要件に該当する者（同法4条1項1号から3号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならない旨規定するが、同法17条1項（同項の表2号）による読替え後の同法7条1項は、常時勤務に服することを要する地方公務員その他政令で定める地方公務員である一般受給資格者については、当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）1条に規定する職員にあっては、当該職員の給与を負担する都道府県の長又はその委任を受けた者）の認定を受けなければならない旨規定する。
- (5) B告示は、学校その他の教育機関に勤務する職員に係る児童手当法17条1項の規定によって読み替えられる同法7条の規定による児童手当の受給資格の認定に関する権限は、教育長に委任する旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) A都道府県公立学校職員である審査請求人は、処分庁から、審査請求人の子である児童1名（平成22年a月b日生まれ。以下「本件児童」という。）に係る児童手当について、受給資格の認定を受け、平成24年4月以降、その支給を受けていた。

(児童手当・特例給付受給者台帳)

(2) 審査請求人は、平成30年8月30日、A都道府県公立学校職員である審査請求人の妻（以下「妻」という。）及び本件児童と別居した。

（夫婦関係等調整調停申立書、令和4年4月7日付け「申立書」と題する書面）

(3) 審査請求人は、令和元年8月23日付けで、妻を相手方として、C家庭裁判所に対し、夫婦関係調整調停事件（以下「本件離婚調停事件」という。）の申立てをしたが、令和2年12月11日、調停不成立となった。

（夫婦関係等調整調停申立書、調停不成立証明申請書）

(4) 妻は、令和2年、審査請求人を相手方として、C家庭裁判所に対し、婚姻費用分担調停の申立てをし、令和3年8月23日、審査請求人が妻に対し、別居期間中の婚姻費用を同年9月から当事者双方が別居解消又は離婚する日の属する月まで支払うこと等を内容とする調停が成立した。

（調停調書）

(5) 妻は、令和4年2月4日付けで、処分庁に対し、児童手当法4条4項の規定に基づき、児童と同居している者として本件児童に係る児童手当の受給資格があると申し立て、審査請求人が本件児童と「生計を同じくしない場合」に該当すること、すなわち審査請求人と離婚協議中であることを証明する書類及び審査請求人が本件児童と別居中であることを証明する書類を添付して、本件児童に係る児童手当の受給資格の認定申請（以下「本件認定申請」という。）をした。

（児童手当・特例給付認定請求書、児童手当等の受給資格に係る申立書、調停期日通知書、夫婦関係等調整調停申立書、令和4年4月7日付け「申立書」と題する書面）

(6) 処分庁は、令和4年5月11日付けで、妻に対し、児童手当法4条4項の規定に基づき、本件児童に係る児童手当の受給資格の認定（以下「本件認定処分」という。）をし、同日付けで、審査請求人に対する本件児童に係る児童手当の支給事由が消滅したことを確認する処分（本件処分）をして、審査請求人に対し、「生計を維持しなくなったため」との理由を付した上、本件児童に係る児童手当の支給事由が令和4年2月4日に消滅したことを通知した。

（児童手当認定通知書、児童手当支給事由消滅通知書）

(7) 審査請求人は、令和4年7月25日、審査庁に対し、本件処分を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書、封筒)

(8) 審査庁は、令和8年7月14日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

令和2年12月から令和4年7月末現在に至るまで、離婚協議は一度たりとも行われていないにもかかわらず、離婚協議中と認定されたことが不服である。したがって、本件処分の取消しを求める。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、審理員の意見と同旨であり、おおむね以下のとおりである。

- 1 児童手当法4条4項において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は母のいずれかが、当該児童と同居している場合、当該児童は当該同居している父又は母によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすと定めている。

この点、妻を同居父母と認定するか否かについては、審査請求人と妻が離婚又は離婚協議中かつ別居状態にあるかによって判断される。本件事案においては、平成30年8月30日から審査請求人が転居する形で、妻及び本件児童と別居しており、また、処分庁からの提出資料によれば、令和4年2月4日時点で審査請求人及び妻が離婚協議中であることが確認された。

- 2 こうしたことから、令和4年2月4日以降、審査請求人は本件児童と生計を同じくしているとはいえず、本件児童と同居している妻が本件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしているものと認められ、同居父母に該当すると考えられる。
- 3 したがって、処分庁が、妻を児童手当受給者に認定し、その上で、元の児童手当受給者である審査請求人に対し、令和4年5月11日付けで職権に基づく児童手当の支給事由が消滅したことを確認する処分（本件処分）を行った点について、違法又は不当な点は認められない。

以上のことから、本件審査請求には理由がないから、棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 本件では、①本件審査請求（令和4年7月25日）から審理員の指名（同年12月21日）までに約5か月、②審理員意見書の提出（令和5年3月22日）から本件諮問（令和8年7月14日）までに約3年4か月

を要した結果、本件審査請求から本件諮問までに約4年もの長期間を要している。

審査庁は、上記①の経緯につき、記録が残っていないため確認できない、また、上記②の経緯につき、前任者等に確認できた範囲では他案件や法改正など急を要する対応が続いていた模様であるためと説明する（令和8年8月21日付け審査庁主張書面）。

行政不服審査法（平成26年法律第68号）は、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図ることを目的としている（1条1項参照）から、本件審査請求から本件諮問までに上記のような長期間を要したことは、行政不服審査法の目的にもとるものというほかない。

また、本件諮問に当たり、審理員の指名に係る通知文書、弁明書の送付及び反論書等の提出に係る通知文書などの審理手続における通知等一式が提出されていなかったことから、審査庁に対し提出を求めたところ、審理員指名書及び審理員の指名に係る通知文書は提出されたものの、その他の文書については、当時、審理員において作成、発送されたと考えられるが、審理員等から共有されておらず、提出が困難である旨の回答があった。

審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を早急に改善する必要がある。

- （2）上記（1）で指摘した点及び下記3で付言する点以外には、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件処分の違法性又は不当性について

- （1）審査請求人に対する本件処分は、妻に本件認定処分がされたことを受けてされたものであるから、本件の争点は、妻に対する本件認定処分の違法性又は不当性であり、審査請求人も、この点を争っているものと解される。
- （2）そこで、本件認定処分について検討すると、本件認定処分は、妻が児童手当法4条4項の児童手当の受給資格者に該当するとしてされたものである。

児童手当法4条4項は、父母が別居し、生計を同じくしない場合には、児童が同居している父又は母を児童手当の受給資格者とする旨規定している。そして、離婚協議中である父母が別居している場合には、当該父母は生計を同じくしないものと考えられ、児童と同居している者が日常生活の主宰者と認められることから、児童手当法4条4項の規定（同居父母優先

規定)が適用され、児童と同居している者を児童手当の受給資格者として取り扱うものとされている。

- (3) 上記第1の3(2)のとおり、妻と審査請求人は平成30年8月30日から別居し、以後、本件児童は妻と同居していた。

また、上記第1の3(3)のとおり、別居後の令和元年8月23日付けで、審査請求人が妻を相手方として申し立てた本件離婚調停事件が家庭裁判所に係属したが、令和2年12月11日、調停不成立となった。

さらに、上記第1の3(4)のとおり、妻が審査請求人を相手方として申し立てた婚姻費用分担調停申立事件では、令和3年8月23日に、審査請求人が妻に対し、別居期間中の婚姻費用を同年9月から当事者双方が別居解消又は離婚する日の属する月まで支払うこと等を内容とする調停が成立したことが確認できる。そうすると、令和2年12月から令和4年7月末現在に至るまで、離婚協議は一度も行われていないとする審査請求人の主張は、採用することができない。

以上を踏まえると、少なくとも、婚姻費用分担調停が成立した令和3年8月23日の時点において、審査請求人と妻は別居し離婚協議中であった。そして、同日以降、離婚協議の状態又は別居が解消されたことをうかがわせる事情は記録上見当たらず、審査請求人もその旨の特段の主張をしていないことからすると、審査請求人と妻は、本件認定申請時においても、別居し、離婚協議中であったと推認できる。よって、審査請求人は、本件児童と生計を同じくしないものと考えられ、本件児童と同居していた妻が日常生活の主宰者であったと認められるから、児童手当法4条4項の規定(同居父母優先規定)を適用してした、妻に対する本件認定処分に違法又は不当な点は認められず、本件処分は、違法又は不当であるとはいえない。

3 付言

- (1) 審査庁が当審査会に諮問をするに当たっては、審査請求に係る処分の適否を判断することができる資料を十分にそろえて提出する必要があり、中でも、本件処分に係る児童手当支給事由消滅通知書及び本件認定処分に係る児童手当認定通知書は、当該処分の適否を判断するために必要不可欠な資料であるから、当然提出すべきものであるが、審査庁は、本件諮問に当たり、それらの資料を提出しなかった。

そこで、当審査会は、審査庁に対し、上記資料を含む不足資料の追加提出を求めなければならず、審査庁からそれらの資料が追加提出されるまで、

本件の調査審議の進めることができなかった。

審査庁が当審査会に諮問をするに当たっては、当該諮問に係る審査庁の判断を根拠付ける資料がそろっているか否かを十分に確認された上で、諮問されたい。

- (2) 本件処分に係る児童手当支給事由消滅通知書の「消滅の理由」欄には、「生計を維持しなくなったため」としか記載されておらず、その根拠法条も記載されていなかった。このような記載では、審査請求人が自らに対する児童手当の支給事由が消滅した理由を十分に理解することはできないといわざるを得ず、求められる理由の提示として十分とはいえない（行政手続法（平成5年法律第88号）14条1項）。本件においては、その理由として、妻が本件認定申請をし、児童手当法4条4項の規定（同居父母優先規定）が適用されて、本件児童と同居している妻に対して児童手当の受給資格の認定がされた結果、審査請求人に対する児童手当の支給事由が消滅したということを、根拠法条と共に省略することなく記載すべきであった。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	田	澤	奈	津	子
委	員	下	井	康		史
委	員	羽	田	淳		一